**マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）緊急報告書 記入上の注意**

1　緊急報告書とは

県内で開催される試合（**九州リーグ・Qリーグ・プレミアリーグ・プリンスリーグなど主催団体が異なる試合は除く**）に関連して発生した重大事項を速やかに報告するための公式書類である。緊急報告すべき事態が発生した場合、試合終了後、事実関係を確認し、**所定の用紙を用い緊急報告書の作成を行う。規律・フェアプレー委員長あてに電話報告をするとともに、報告書の写真を送付する。**原則、試合当日の24時までに実施。期限を過ぎる場合は、事前に規律・フェアプレー委員長あてに電話連絡する。

2　記入すべき事案

・試合中に退場者（チーム役員含む）が出た場合

※ただし警告2回による退場の場合を除く

・試合前後に退場に値する行為があった場合

※主審はカードを示さないが、マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）から緊

急報告書が提出されることで、規律・フェアプレー委員会の審議対象となり、当事者に出場

停止等の処分が科される可能性がある

※主審がレッドカードによって明確な処置をしていない事案を緊急報告する場合は、必ず主

審および当該クラブに必ずその旨を伝えること

・試合中および試合前後に、スタジアム内外で、観客等による重大な騒乱があった場合

・試合開始の遅れ、中断、中止におよぶ事態が発生した場合

※自然災害等による中断等も含む（台風・雷雨・降雪・地震など）

・その他マッチコミッショナーが緊急報告すべきと判断した場合

※試合中のプレーで、主審はレッドカードを出していない。しかし選手が重大な負傷を負って

いて、かつ当該チームが看過できない事案と判断している。この場合、緊急報告書が必要

※試合中に選手がエキサイトし、これを見た観客席から多数のペットボトルが投げ込まれ、数

分間中断した。この場合、レッドカードが出ていなくても、緊急報告書が必要

**※審判より審判報告書（重要事項）が提出される場合、緊急報告書も必要**

3　記入上の注意

・緊急報告書は『いつ』『どこで』『だれが』『何を』『なぜ』『どのように』を詳しく記入すること

・簡潔かつ明瞭な記述を心がけること

・いかなる事態に際しても、冷静かつ客観的に記述すること

・マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）が事実を十分に目撃しておらず、他から得

た情報に基づいて報告する場合は、「誰からどんな情報を得たのか」はっきり記述すること

・試合中、競技者による乱暴な行為があった場合、行為の強さ、行為のタイミング(ボール／プレーと

の関係)、行為者の意図および行為を受けた者の受傷状況がわかるように記述すること

4　規律関連事項における試合終了後の当事者への事情聴取

・マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）による事情聴取は、緊急報告書によって規律・フェアプレー委員会に報告され、処分決定の重要な証拠となる。マッチコミッショナー（会場運営担

当者・種別委員長）は事情聴取の冒頭で、選手等にこの点を伝えること

・事情聴取の目的は、問題の行為について選手がどう考えているかを聞き出すことである。報告する際も、選手の言葉を忠実に伝えることが望ましい

・報告内容について、主審とも確認を取ること

・警告2回による退場の場合、原則として事情聴取を実施する必要はないが、退場後の行動も含め、マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）が必要と判断した場合は実施してもよい

* 退場理由別の事情聴取のポイント

|  |  |
| --- | --- |
| 警告2回による退場 | ・ 規律委員会では、原則1試合停止として扱う  ・ 原則として事情聴取を実施する必要はないが、退場後の行動も含め、マッチコミ  ッショナー（会場運営担当者・種別委員長）が必要と判断した場合は実施してもよい |
| 決定的得点機会の阻止 | ・規律・フェアプレー委員会では、原則として1試合停止として扱う  ・事情聴取：当事者が自らのプレーをどう考えているか |
| 著しく不正なプレー |
| 乱暴な行為 | ・規律・フェアプレー委員会で、個別に処分を検討する  ・事情聴取：当事者が自らのプレーをどう考えているか  ・報告時：行為の強さ、結果、タイミング(ボール/プレーとの関係)、意図 |
| つば吐き | ・規律・フェアプレー委員会で、個別に処分を検討する  ・事情聴取：行為者が誰かに向かって吐いたか否か、意図 |
| 侮辱・差別 | ・規律・フェアプレー委員会で、個別に処分を検討する  ・事情聴取：誰に向かって、具体的に何をした(言った)か |

* マッチコミッショナー（会場運営担当者・種別委員長）が緊急報告書に盛り込むべき内容

例１）

|  |  |
| --- | --- |
| いつ | 31分 |
| どこで | ハーフウェーライン辺りで |
| 誰が | □□（チーム名） No.〇（背番号）××選手が |
| 何を | ドリブルしている○○（チーム名） No.〇（背番号） △△選手を |
| どうした | 後方からトリップして倒した |
| 主審の処置 | 主審は著しく不正なプレーとして、退場処分を与えた |
| コメント | ××選手に相手選手を倒そうとする意図はなかったように見えた。やや厳しい判定だったと考える |
| 事情聴取の結果 | ××選手に事情聴取したところ、「僕はボールにプレーしたので、相手に触れていない。むしろ相手選手のシミュレーションではないか」と語った |

例２）

|  |  |
| --- | --- |
| いつ | 78分、○○のスローインの場面 |
| どこで | ○○のペナルティーエリア付近で |
| 誰が | □□（チーム名） No.〇（背番号）△△選手が |
| 何を | 主審に対し |
| どうした | 「よく見ろよ。バカ」と言った |
| 主審の処置 | 主審は侮辱的な発言として、退場処分を与えた |
| コメント | 以上、私は試合終了後、主審から報告を受けた |
| 事情聴取の結果 | △△選手に事情聴取したところ、「バカとは、ミスした自分を叱る意味で言った。主審に言ったように聞こえたのであれば申し訳ない」と語った |

※Jリーグ文書より引用改定